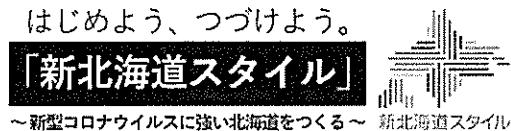


11/1 (火) の発表



報道発表資料の配付日時 11月1日（火）17時00分

発表項目 (行事名)	指定難病等医療受給者証の更新事務について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
概要	<p>指定難病等の方々の患者負担額を軽減する制度の受給者証（9月末有効期限）の更新事務について、今回の事案が発生した要因や今後の対策について取りまとめましたので、お知らせします。</p> <p>詳細は別紙のとおり。</p>		
参考			

報道（取材）に 当たってのお願い		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	保健福祉部健康安全局地域保健課課長補佐 高橋 真史 TEL 011-204-5258 (ダイヤルイン) 内線：25-541
-------------	--

## 指定難病等医療費受給者証の更新事務について

### 1 更新申請の処理状況

- 道が所管する今年度の更新対象者は、3万1,216名で、そのうち受給者証の有効期限である9月末までに申請のあった件数は2万8,572件、うち、書類に不足や不備のなかった2万3,732件は、先月末までに新しい受給者証を交付済です。
- 書類の修正など申請者とのやり取りが必要な残りの4,840件は、11月末を目途に受給者証を交付、10月以降に申請があつた方については、順次更新事務を進めています。

更新対象者（総数）	31,200名
更新申請数（9月末現在）	28,572件
受給者証交付済（10月末）	23,732件
書類不備等により調整中	4,840件

### 2 事案が発生した要因等

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、逼迫している保健所業務を軽減するため、本年4月から、本庁地域保健課で受給者証の認定に係る事務を一括処理することとし、係を新設して、難病業務の経験者を含む係長以下7名の職員に加え、7月下旬からの繁忙期には8名の派遣職員を配置し、業務を進めていました。
- こうした中、担当する職員グループの管理職員は、有効期限を過ぎても、医療機関を受診し、自己負担分の全額を支払った方などには、償還払いにより還付されるため、負担は一時的なものとの安易な認識のもとで業務を進めてきたため、9月末の有効期限が切れる前に延長する相談を上司にせず、また、当該業務所管の管理職は、一括処理の初年度であり、より慎重な進行管理が必要との意識が欠けていました。
- 10月に入り、問い合わせが殺到する時点でも、交付した件数などの処理状況を正確に把握していないなど、管理職の進捗管理が不十分であったことなどが重なり、今回の事案が生じたものと考えています。

### 3 今後の対策（要検討）

- 管理職員による進捗管理を徹底します。
- 有効期限内に受給者証を交付できるよう申請期間などを見直します。
- 申請書受理後の審査において、記入すべき事項「氏名」「住所」「疾病名」「保険証の種類」などを事前に印字するなど、審査時間の短縮を図ります。
- 更新事務の繁忙期には、課内職員の応援を検討するなど、適切な配置に努めます。
- なお、北海道難病連など患者団体皆様の意見を伺い、具体的な対策に反映してまいります。